

公立大学法人滋賀県立大学物品の買入れ等に係る一般競争 入札参加者の資格審査等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学が発注する物品の買入れもしくは売払いもしくは物品の製造もしくは修繕の請負の契約または役務の提供に係る契約（建設工事、庁舎維持管理その他理事長が別に定めるものに係る契約を除く。）に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 一般競争入札に参加することができる者は、申請時において次に掲げる要件を全て満たしている者で一般競争入札の参加資格に関する理事長の審査（以下「資格審査」という。）を受け、第5条に規定する資格を付与した者とする。

- (1) 契約事務取扱規程第3条に規定する者に該当しないこと。
- (2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ていること。
- (3) 都道府県税および消費税に未納がないこと。
- (4) 営業の開始後審査基準日（次条の資格審査の申請をする日の3箇月前の日の属する月の初日をいう。）の前日までに1事業年度（1事業年度は12箇月とする。）以上を経過していること。

(資格審査の申請)

第3条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、書面により、理事長に資格審査の申請をするものとする。

(資格審査の項目)

第4条 理事長は、前条の申請を受けたときは、次に掲げる項目について資格審査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

- (1) 売上高
- (2) 経営規模
 - ア 自己資本額
 - イ 機械設備の額
 - ウ 従業員数

(3) 経営状況

- ア 流動比率
- イ 営業年数

(一般競争入札参加資格の付与)

第5条 理事長は、前条の資格審査の結果に基づき一般競争入札に参加する資格を有すると決定した者（以下「有資格者」という。）に対し、申請のあつた一般競争入札への参加資格を付与するものとする。

(資格の取消し)

第6条 理事長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該有資格者の一般競争入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 第2条第1号または第2号に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請をしたとき。
- (3) その他理事長が必要と認めたとき。

2 理事長は、前項の規定に基づき一般競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 有資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに一般競争入札参加資格の申請内容を変更する旨を、書面により理事長に届け出るものとする。

- (1) 経営規模を著しく変更したとき。
- (2) 商号または名称を変更したとき。
- (3) 本店または営業所等の所在地または電話番号等を変更したとき。
- (4) 有資格者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を変更したとき。
- (5) 代理人を変更したとき。

2 理事長は、前項の届出があつたときは、速やかに当該届出に係る事項を審査するものとする。

(資格の承継)

第8条 有資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で、次に掲げるものは、その承継する営業に対応する一般競争入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 個人が法人を設立した場合におけるその法人
- (3) 法人が合併または分割をした場合における合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により事業を承継した法人

(4) その他これらに類すると認められる者

- 2 前項の規定に基づき一般競争入札参加資格を承継しようとする者は、書面により理事長に承継の申請をしなければならない。
- 3 理事長は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請に係る事項を審査し、一般競争入札参加資格の承継を認めたときは、その旨を通知するものとする。

(参加の停止)

第9条 理事長は、契約事務取扱規程第3条第2項各号または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱別表第1および別表第2の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後2年を超えない範囲内で期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用者についても、また同様とする。

- 2 理事長は、前項の場合において当該有資格者にその旨通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行する。